

# ○ 控除不足額が生ずる場合の作成上の留意点（別表六（十四））

[別表六(十四)の作成（※ 控除不足額が生ずる場合の処理）]

進行年度調整措置を適用するに当たって、控除対象額を基礎として計算した個別控除対象額につき一事業年度で控除しきれない場合には、「既控除対象額7」欄中「前期以前の(10)の合計」とあるのは「前期以前の(10)（控除しきれない個別控除対象額に対応する控除対象額を除く。）の合計」と読み替えて、以下のように、翌事業年度以後の各事業年度において順次調整対象金額の計算を行い、法人税額の特別控除額を計算します。

[ (X+2/3期) 別表六(十四)の作成 ] (控除不足額が生ずる年度)

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		X+1	X+2	4	1	法人名	P社
		X	X+1	4	1		
		X	X+1	3	31		
一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算							
過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整取戻税額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」)	調整税額控除可能額 (1)と(2)-(3)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」)	既取戻税額控除超過額 (3)+(5)	
	1	2	3	4	5	6	
X+1	5,400	55,000	11,600	5,400	49,000	60,600	
過去適用事業年度等	既控除対象額 (前期以前の(10)の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除可能額 (当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「22」)	控除対象額 (6)と(8)-(9)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	控除分配割合	個別控除対象額 (10)×(11)	
	7	8	9	10	11	12	
X+1	0	66,000	55,000	11,000	140,000 / 220,000	7,000	
計						7,000	
調整前法人税額 (別表一「2」)-(28)		13	円 法人税額の特別控除額 (12の計)と(13)のうち少ない金額		14	円 1,400	

[ (X+3/3期) 別表六(十四)の作成 ] (前期控除不足額がある年度)

調整対象金額が当初申告税額控除可能額を超える場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		X+2	X+3	4	1	法人名	P社
		X+1	X+2	4	1		
		X+1	X+2	3	31		
一般試験研究費の額及び中小企業者等の試験研究費の額に係る個別控除対象額の法人税額の特別控除額の計算							
過去適用事業年度等	試験研究費基準額	法人税額基準額	非特定欠損金調整取戻税額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「18の計」)	調整税額控除可能額 (1)と(2)-(3)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	税額控除超過額の合計額 (当該過去適用事業年度等の別表十八(二)「17の計」)	既取戻税額控除超過額 (3)+(5)	
	1	2	3	4	5	6	
X+1	5,400	55,000	11,600	5,400	49,000	60,600	
過去適用事業年度等	既控除対象額 (前期以前の(10)の合計)	調整対象金額 (4)+(6)-(7) (マイナスの場合は0)	当初申告税額控除可能額 (当該過去適用事業年度等の当初申告の別表六(九)付表「23」又は別表六(十)付表「22」)	控除対象額 (6)と(8)-(9)のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	控除分配割合	個別控除対象額 (10)×(11)	
	7	8	9	10	11	12	
X+1	2,200	63,800	55,000	8,800	140,000 / 220,000	5,600	
計						5,600	
調整前法人税額 (別表一「2」)-(28)		13	円 法人税額の特別控除額 (12の計)と(13)のうち少ない金額		14	円 5,600	

⇒ 前期以前において調整前法人税額が個別控除対象額の合計額に満たないことにより控除不足額が生じている場合、前期以前において実際に控除した額（「法人税額の特別控除額14」）を過去適用事業年度（X+1/3期）における控除分配割合で割り戻した金額の合計額（上の例では、1,400×220,000/140,000=2,200）を記載します。